

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について（平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】 令和7年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 目次</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>1-1-1～1-1-4 [略]</p> <p><u>1-1-5 ワンデーレスポンス</u></p> <p>1-1-6～1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 週休二日の対応</p> <p>1-1-40～1-1-58 [略]</p> <p>[移設]</p> <p>1-1-59 [略]</p> <p>第2章～第20章 [略]</p> <p>参考1 土木工事共通仕様書における 「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]</p> <p>参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 目次</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>1-1-1～1-1-4 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-5～1-1-37 [略]</p> <p>[移設]</p> <p>1-1-38～1-1-56 [略]</p> <p>1-1-57 週休二日の対応</p> <p>1-1-58 [略]</p> <p>第2章～第20章 [略]</p> <p>参考1 土木工事共通仕様書における 「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]</p> <p>参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>

改正後

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1～5 [略]  
[削る。]

6 [略]  
7 [略]

1-1-1～1-1-4 [略]

1-1-5 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1-1-6～1-1-14 [略]

1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図

1～5 [略]  
6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。

7～11 [略]

1-1-16～1-1-22 [略]

1-1-23 建設副産物

1・2 [略]  
3 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。  
4～8 [略]  
9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第8項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

10・11 [略]

改正前

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1～5 [略]

6 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

7 [略]  
8 [略]

1-1-1～1-1-4 [略]

[新設]

1-1-5～1-1-13 [略]

1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図

1～5 [略]  
6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。  
7～11 [略]

1-1-15～1-1-21 [略]

1-1-22 建設副産物

1・2 [略]  
3 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。  
4～8 [略]  
9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

10・11 [略]

改 正 後	改 正 前
<p><b>1-1-24 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。          なお、この書面は、本章 1-1-23 建設副産物 11 に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。          (1)～(3) [略]</p> <p><b>1-1-25～1-1-31 [略]</b></p> <p><b>1-1-32 工事完成検査</b></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章 1-1-26 監督職員による検査及び立会等の 3 に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-33 既済部分検査</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章 1-1-32 工事完成検査 4 の規定に従うものとする。</p> <p>5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章 1-1-26 監督職員による検査及び立会等の 3 に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-34～1-1-38 [略]</b></p> <p><b>1-1-39 週休二日の対応</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。          なお、週休二日は、<u>1 週間に 2 日以上</u>の現場閉所または、<u>現場閉所を行うことが困難な工事においては</u>、技術者及び技能労働者が<u>交替</u>しながら <u>1 週間に 2 日以上</u>の休日を確保するものであり、<u>その実施に努めなければならない</u>。</p> <p><b>1-1-40 工事中の安全管理</b></p> <p>1 受注者は、<u>最新の</u>土木工事等施工技術安全指針(20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。          なお、標示板については、本章 1-1-44 環境対策 4 (3) に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10～19 [略]</p> <p><b>1-1-40～1-1-43 [略]</b></p> <p><b>1-1-44 環境対策</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に<u>連絡</u>し、監督職員の指</p>	<p><b>1-1-23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。          なお、この書面は、本章 1-1-22 建設副産物 6 に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。          (1)～(3) [略]</p> <p><b>1-1-24～1-1-30 [略]</b></p> <p><b>1-1-31 工事完成検査</b></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章 1-1-25 監督職員による検査及び立会等の 3 に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-32 既済部分検査</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章 1-1-31 工事完成検査 4 の規定に従うものとする。</p> <p>5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章 1-1-25 監督職員による検査及び立会等の 3 に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-33～1-1-37 [略]</b></p> <p><b>1-1-57 週休二日の対応 [移設]</b></p> <p><b>1-1-38 工事中の安全管理</b></p> <p>1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針(20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 受注者は、公衆の見<u>え</u>やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。          なお、標示板については、本章 1-1-42 環境対策 4 (3) に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10～19 [略]</p> <p><b>1-1-39～1-1-41 [略]</b></p> <p><b>1-1-42 環境対策</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に<u>報告</u>し、監督職員の指</p>

改正後	改正前
<p>示があればそれに応じなければならない。            第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章 1-1-48 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。            3～7 [略]</p> <p><b>1-1-45・1-1-46 [略]</b></p> <p><b>1-1-47 諸法令、諸法規の遵守</b>            受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。            なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。            (1)～(68) [略]            (69) <u>個人情報保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 57 号)            (70)～(72) [略]</p> <p><b>1-1-48～1-1-52 [略]</b></p> <p><b>1-1-53 不可抗力による損害</b>            1 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。  <u>(1) 波浪、高潮に起因する場合</u>  <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u>            (2) 降雨に起因する場合            次のいずれかに該当する場合            ア 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。) が 80 mm 以上            イ 1 時間雨量 (任意の 60 分間における雨量をいう。) が 20 mm 以上  <u>ウ 連続雨量 (任意の 72 時間における雨量をいう。) が 150 mm 以上</u>  <u>エ その他設計図書で定めた基準</u>            (3) 強風に起因する場合            最大風速 (10 分間の平均風速で最大のもの) が 15m/秒以上あった場合  <u>(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u>            (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合            周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合            2 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本章 1-1-40 工事中の安全管理及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-54～1-1-57 [略]</b></p> <p><b>1-1-39 週休二日の対応 [移設]</b></p>	<p>示があればそれに応じなければならない。            第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章 1-1-46 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。            3～7 [略]</p> <p><b>1-1-43・1-1-44 [略]</b></p> <p><b>1-1-45 諸法令、諸法規の遵守</b>            受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。            なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。            (1)～(68) [略]            (69) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 58 号)            (70)～(72) [略]</p> <p><b>1-1-46～1-1-50 [略]</b></p> <p><b>1-1-51 不可抗力による損害</b>            1 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。            [新設]            (1) 降雨に起因する場合            次のいずれかに該当する場合            ア 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。) が 80 mm 以上            イ 1 時間雨量 (任意の 60 分間における雨量をいう。) が 20 mm 以上            [新設]            (2) 強風に起因する場合            最大風速 (10 分間の平均風速で最大のもの) が 15m/秒以上あった場合            [新設]            (3) 地震、津波、<u>高潮及び豪雪</u>に起因する場合  <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては</u>、周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合            2 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本章 1-1-38 工事中の安全管理及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-52～1-1-56 [略]</b></p> <p><b>1-1-57 週休二日の対応</b>            受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。            なお、週休二日は、<u>月単位で 4 週 8 休</u>以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が<u>交代</u>しな</p>

改正後	改正前
<p>1-1-59 [略]</p> <p><b>第2章 材料</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1～2-4-9 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書 JA (レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>2-4-11 [略]</p> <p><b>第5節 鋼材</b></p> <p>2-5-1 [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[削る。]</p> <p>(9) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～4. 5</p> <p>(10) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(11) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(12) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(13) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(14) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(15) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p> <p>2-5-3～2-5-7 [略]</p> <p>第6節～第8節 [略]</p> <p>第9節 特殊コンクリート</p>	<p>がら4週8休以上の休日確保を<del>し</del>実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-58 [略]</p> <p><b>第2章 材料</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1～2-4-9 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書 A (レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>2-4-11 [略]</p> <p><b>第5節 鋼材</b></p> <p>2-5-1 [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)</p> <p>(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～4. 5</p> <p>(11) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(12) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(13) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(14) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(15) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(16) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p> <p>2-5-3～2-5-7 [略]</p> <p>第6節～第8節 [略]</p> <p>第9節 特殊コンクリート</p>

改正後	改正前
<p><b>2-9-1 一般事項</b> 1 [略] [削る。]</p> <p><b>第10節～第12節 [略]</b></p> <p><b>第3章 施工共通事項</b> <b>第1節 [略]</b> <b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>3-2-1 [略]</b></p> <p><b>3-2-2 一般事項</b> 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-<u>6</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略]</p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-1～3-3-7 [略]</b></p> <p><b>3-3-8 作業残土処理工</b> 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 [略]</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1 [略]</b></p> <p><b>3-4-2 既製杭工</b> 1 [略] 2 鋼杭工 (1)・(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク [略] ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>カ</u>、<u>キ</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ [略]</p>	<p><b>2-9-1 一般事項</b> 1 [略] <u>2 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>(1) J I S R 1201 (陶管)</u></p> <p><b>第10節～第12節 [略]</b></p> <p><b>第3章 施工共通事項</b> <b>第1節 [略]</b> <b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>3-2-1 [略]</b></p> <p><b>3-2-2 一般事項</b> 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-<u>5</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略]</p> <p><b>第3節 土工</b></p> <p><b>3-3-1～3-3-7 [略]</b></p> <p><b>3-3-8 作業残土処理工</b> 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 [略]</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1 [略]</b></p> <p><b>3-4-2 既製杭工</b> 1 [略] 2 鋼杭工 (1)・(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク [略] ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>6)</u>、<u>7)</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ [略]</p>

改正後

(4) [略]  
3 [略]

3-4-3~3-4-10 [略]

第5節・第6節 [略]

第7節 コンクリート

3-7-1~3-7-3 [略]

3-7-4 材料の計量

1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。

2 [略]

3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。  
ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、体積で計量してもよい。  
なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。

3-7-5~3-7-10 [略]

3-7-11 養生

1 [略]

2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-7-2 を目安とする。

改正前

(4) [略]  
3 [略]

3-4-3~3-4-10 [略]

第5節・第6節 [略]

第7節 コンクリート

3-7-1~3-7-3 [略]

3-7-4 材料の計量

1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

2 [略]

3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。  
ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。  
なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。

3-7-5~3-7-10 [略]

3-7-11 養生

1 [略]

2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は、常に湿潤養生を行わなければならない。

改正後

表 3-7-2 コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	7日	5日	3日	8日	10日
10℃以上	9日	7日	4日	9日	※
5℃以上	12日	9日	5日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。

[削る。]

3-7-12~3-7-14 [略]

第8節・第9節 [略]

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 暑中コンクリート

1・2 [略]

3 コンクリート打込み

(1) [略]

(2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。

(3)・(4) [略]

4 [略]

3-10-2 寒中コンクリート

1 [略]

2 材料

(1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。

(2)・(3) [略]

3 [略]

4 養生

(1)~(3) [略]

(4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。

また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。

なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。

改正前

表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	[新設]	[新設]
15℃以上	7日	5日	3日	[新設]	[新設]
10℃以上	9日	7日	4日	[新設]	[新設]
5℃以上	12日	9日	5日	[新設]	[新設]

[新設]

注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。

3 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。

3-7-12~3-7-14 [略]

第8節・第9節 [略]

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 暑中コンクリート

1・2 [略]

3 コンクリート打込み

(1) [略]

(2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時 35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

(3)・(4) [略]

4 [略]

3-10-2 寒中コンクリート

1 [略]

2 材料

(1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、そのまま用いてはならない。

(2)・(3) [略]

3 [略]

4 養生

(1)~(3) [略]

(4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。

また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。

なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。

改正後

表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種
① 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

5 [略]

3-10-3 [略]

3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート

1 [略]

2 受注者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。

なお、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。

また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

3-10-5 ~ 3-10-6 [略]

第11節 一般舗装工

3-11-1 [略]

3-11-2 塗装準備工

1・2 [略]

3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。

3-11-3 アスファルト舗装工

1・2 [略]

3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区別して貯蔵しなければならない。

(4) ~ (18) [略]

4・5 [略]

3-11-4 コンクリート舗装工

1 [略]

2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について

改正前

表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

型枠取り外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種
① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

5 [略]

3-10-3 [略]

3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート

1 [略]

2 受注者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。

なお、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。

また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

3-10-5 ~ 3-10-6 [略]

第11節 一般舗装工

3-11-1 [略]

3-11-2 塗装準備工

1・2 [略]

3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。

3-11-3 アスファルト舗装工

1・2 [略]

3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。

(4) ~ (18) [略]

4・5 [略]

3-11-4 コンクリート舗装工

1 [略]

2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について

改正後	改正前
<p>監督職員と協議しなければならない。 3～27 [略]</p> <p><b>3-11-5 [略]</b></p> <p><b>第12節 [略]</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b></p> <p><b>3-13-1～3-13-4 [略]</b></p> <p><b>3-13-5 締め改良工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<b>連絡</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>3-13-6 固結工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ<b>連絡</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に<b>連絡</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>5～10 [略]</p> <p><b>3-13-7 置換工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<b>連絡</b>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>第14節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b></p> <p><b>3-19-1 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-<b>23</b>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>3-19-2～3-19-4 [略]</b></p> <p><b>3-19-5 運搬処理工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-<b>23</b>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>第20節 仮設工</b></p>	<p>監督職員と協議しなければならない。 3～27 [略]</p> <p><b>3-11-5 [略]</b></p> <p><b>第12節 [略]</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b></p> <p><b>3-13-1～3-13-4 [略]</b></p> <p><b>3-13-5 締め改良工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<b>報告</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>3-13-6 固結工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ<b>報告</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に<b>報告</b>し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>5～10 [略]</p> <p><b>3-13-7 置換工</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<b>報告</b>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>第14節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b></p> <p><b>3-19-1 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-<b>22</b>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>3-19-2～3-19-4 [略]</b></p> <p><b>3-19-5 運搬処理工</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1-<b>22</b>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>第20節 仮設工</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>3-20-1 一般事項</b>  1～3 [略]  4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。  なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1-<u>6</u>施工計画書によるものとする。</p> <p><b>3-20-2～3-20-11 [略]</b></p> <p><b>第21節 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p><b>第1章 [略]</b>  <b>第2章 農用地造成工事</b>  <b>第1節～第7節 [略]</b>  <b>第8節 ほ場内沈砂池工</b></p> <p><b>2-8-1 ほ場内沈砂池工</b>  1～4 [略]  5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 [略]</b>  <b>第3章 [略]</b>  <b>第4章 水路トンネル工事</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>4-2-1 [略]</b></p> <p><b>4-2-2 一般事項</b>  1・2 [略]  3 保安  (1) [略]  (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合 <u>には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p><b>第3節～第8節 [略]</b>  <b>第5章 [略]</b></p>	<p><b>3-20-1 一般事項</b>  1～3 [略]  4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。  なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1-<u>5</u>施工計画書によるものとする。</p> <p><b>3-20-2～3-20-11 [略]</b></p> <p><b>第21節 [略]</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p><b>第1章 [略]</b>  <b>第2章 農用地造成工事</b>  <b>第1節～第7節 [略]</b>  <b>第8節 ほ場内沈砂池工</b></p> <p><b>2-8-1 ほ場内沈砂池工</b>  1～4 [略]  5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 [略]</b>  <b>第3章 [略]</b>  <b>第4章 水路トンネル工事</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>4-2-1 [略]</b></p> <p><b>4-2-2 一般事項</b>  1・2 [略]  3 保安  (1) [略]  (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u></p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>報告</u>するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p><b>第3節～第8節 [略]</b>  <b>第5章 [略]</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6章 排水路工事・河川工事</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>6-4-2 [略]</p> <p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章～第9章 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 [略]</p> <p>第6節～第12節 [略]</p> <p>第13節 雑工事</p> <p>10-13-1～10-13-4 [略]</p> <p>10-13-5 建設発生土処理工</p> <p>建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>第3章 3-7-4 材料の計量、表 3-7-1 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p><b>第6章 排水路工事・河川工事</b></p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工</p> <p>6-4-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>6-4-2 [略]</p> <p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章～第9章 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 原石採取工</p> <p>10-5-1 原石山表土廃棄岩処理</p> <p>原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。</p> <p>10-5-2 [略]</p> <p>第6節～第12節 [略]</p> <p>第13節 雑工事</p> <p>10-13-1～10-13-4 [略]</p> <p>10-13-5 建設発生土処理工</p> <p>建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物及び第1編1-1-<u>23</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>容積で計量してもよい。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>

改正後	改正前
<p>4 [略]</p> <p>11-6-2~11-6-8 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 雑工事</p> <p>11-8-1~11-8-4 [略]</p> <p>11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-23建設副産物及び第1編1-1-24特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>11-8-6・11-8-7 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工 (1)~(3) [略] (4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 [略]</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1)~(5) [略] (6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 (7)~(11) [略]</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア~エ [略] オ 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JSCE-F535）に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ~ク [略]</p>	<p>4 [略]</p> <p>11-6-2~11-6-8 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 雑工事</p> <p>11-8-1~11-8-4 [略]</p> <p>11-8-5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1-1-22建設副産物及び第1編1-1-23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。</p> <p>11-8-6・11-8-7 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工 (1)~(3) [略] (4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3節 コンクリート橋架設工</p> <p>12-3-1 [略]</p> <p>12-3-2 横組工</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (1)~(5) [略] (6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、原因を確認し、適切な措置を講じなければならない。 (7)~(11) [略]</p> <p>4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア~エ [略] オ 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JHS420-2004）に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ~ク [略]</p>

改正後

(2)～(6) [略]

12-3-3 [略]

第4節 [略]

第5節 舗装工

12-5-1～12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

- 1 [略]
- 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3～5 [略]
- 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。
  - (1) [略]
  - (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1) 及び 12-5-1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、 <u>3mm</u> )	合格	JIS K 5600
基盤 <u>目</u> 試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]

[削る。]

改正前

(2)～(6) [略]

12-3-3 [略]

第4節 [略]

第5節 舗装工

12-5-1～12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

- 1 [略]
- 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。
- 3～5 [略]
- 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。
  - (1) [略]
  - (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1)、12-5-1(2)及び12-5-1(3)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲 <u>げ</u> 試験 (-10℃、 <u>3cm</u> )	合格	JIS K 5600
基盤 <u>面</u> 試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664

(注) 基盤目試験の判定点は (財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]

表 12-5-1(3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）  
プライマーの品質

項目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法
指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1
不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1, 2 ※2

改正後

(3)～(5) [略]  
7～13 [略]

12-5-4 [略]

第6節 [略]

第13章 [略]

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1～14-9-4 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1 [略]

2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）における、J S C E - H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

[削る。]

改正前

作業性	塗り作業に支障のないこと	JIS K 5600-1 ※1
耐久性	5日間で異常のないこと	JIS K 5600-1 ※1

(注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。

※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

(注2) 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

(3)～(5) [略]  
7～13 [略]

12-5-4 [略]

第6節 [略]

第13章 [略]

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1～14-9-4 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1 [略]

2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としては J S C E - H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）によるものとする。

表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格

	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化接着	外観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用	＝
	粘度	MPa・s (cP)	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup> (1×10 <sup>4</sup> ～1×10 <sup>5</sup> )	30±2℃ 冬用	

改正後

(2)・(3) [略]  
3・4 [略]

14-9-6~14-9-12 [略]

第15章 [略]

第16章 地すべり防止工事

第1節 [略]

第2節 一般事項

16-2-1 [略]

16-2-2 一般事項

1 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。

2・3 [略]

第3節~第15節 [略]

第17章~第19章 [略]

第20章 推進工事

第1節~第3節 [略]

第4節 推進工

20-4-1・20-4-2 [略]

20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）

1~8 [略]

9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。

10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に連絡するとともに、事後の処理について協議しなければならない。

11・12 [略]

改正前

剤	可使時間	時間	2以上	10±2℃	
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		
硬化した接着剤	比重	—	1.1~1.7	23±2℃	7日間
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kg f/cm <sup>2</sup> )	12.5以上 (125以上)		
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup> (kg f/cm <sup>2</sup> )	50.0以上 (500以上)		
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup> (kg f/cm <sup>2</sup> )	12.5以上 (125以上)		
	接着強さ	N/mm <sup>2</sup> (kg f/cm <sup>2</sup> )	6.0以上 (60以上)		

(2)・(3) [略]  
3・4 [略]

14-9-6~14-9-12 [略]

第15章 [略]

第16章 地すべり防止工事

第1節 [略]

第2節 一般事項

16-2-1 [略]

16-2-2 一般事項

1 受注者は、施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

2・3 [略]

第3節~第15節 [略]

第17章~第19章 [略]

第20章 推進工事

第1節~第3節 [略]

第4節 推進工

20-4-1・20-4-2 [略]

20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）

1~8 [略]

9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1-1-22建設副産物の規定によるものとする。

10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に報告するとともに

改正後	改正前
<p>20-4-4~20-4-6 [略]</p> <p>第5節 仮設工</p> <p>20-5-1・12-5-2 [略]</p> <p>20-5-3 泥水処理設備工</p> <p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物及び第1編3-21-2事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>20-5-4~20-5-6 [略]</p>	<p>に、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 [略]</p> <p>20-4-4~20-4-6 [略]</p> <p>第5節 仮設工</p> <p>20-5-1・12-5-2 [略]</p> <p>20-5-3 泥水処理設備工</p> <p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-<u>22</u>建設副産物及び第1編3-21-2事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>20-5-4~20-5-6 [略]</p>

改正後

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

Table with 5 main columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Reporting). Each column contains a list of items with associated codes and descriptions.

改正前

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

Table with 5 main columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Reporting). Each column contains a list of items with associated codes and descriptions, including additional items like 1-1-23, 1-1-25, 1-1-36, 1-1-42, 1-1-43, 1-1-46, 1-1-50, 1-1-52, 1-1-54, 1-1-24, 1-1-25, 1-1-31, 1-1-32, 1-1-47, 1-1-48, 1-1-49, 2-1-24, 2-1-25, 2-1-41, 2-1-42, 2-1-44, 2-1-46, 2-1-47, 2-1-48, 2-1-49, 2-1-53, 2-1-55, 2-1-56, 2-1-57, 2-1-58, 2-1-59, 2-1-60, 2-1-61, 2-1-62, 2-1-63, 2-1-64, 2-1-65, 2-1-66, 2-1-67, 2-1-68, 2-1-69, 2-1-70, 2-1-71, 2-1-72, 2-1-73, 2-1-74, 2-1-75, 2-1-76, 2-1-77, 2-1-78, 2-1-79, 2-1-80, 2-1-81, 2-1-82, 2-1-83, 2-1-84, 2-1-85, 2-1-86, 2-1-87, 2-1-88, 2-1-89, 2-1-90, 2-1-91, 2-1-92, 2-1-93, 2-1-94, 2-1-95, 2-1-96, 2-1-97, 2-1-98, 2-1-99, 2-1-100.

改正後

Table with 5 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Reporting). It details construction specifications and procedures for concrete pouring and curing.

改正前

Table with 5 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Reporting). This is a revised version of the table on the left, with some content adjustments.

改正後

Table with 6 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Report). Rows include sections for 第2編 工事別適正整備工事, 農地造成工事, 農道工事, and 水路トンネル工事.

改正前

Table with 6 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Report). Rows include sections for 第2編 工事別適正整備工事, 農地造成工事, 農道工事, and 水路トンネル工事.

改正後

Table with 6 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Report). Rows include categories like 水路工事 (Waterway work), 河川及び排水路工事 (River and drainage work), 管水路工事 (Pipe waterway work), 煙かん施設工事 (Smoke exhaust facility work), フィルダム工事 (Fill dam work), and コンクリートダム工事 (Concrete dam work).

改正前

Table with 6 columns: 指示 (Instruction), 承諾 (Commitment), 協議 (Agreement), 提出 (Submission), 報告 (Report). Rows include categories like 水路工事 (Waterway work), 河川及び排水路工事 (River and drainage work), 管水路工事 (Pipe waterway work), 煙かん施設工事 (Smoke exhaust facility work), フィルダム工事 (Fill dam work), and コンクリートダム工事 (Concrete dam work).

改正後

Table with 6 columns: 指示 (指示内容), 承諾 (承諾内容), 協議 (協議内容), 提出 (提出内容), 報告 (報告内容). Rows include PC構工事, 橋下部工事, 橋上部工事, 橋下部工事, 地すべり防止工事, PCタンク工事, ため池改修工事, 推進工事.

改正前

Table with 6 columns: 指示 (指示内容), 承諾 (承諾内容), 協議 (協議内容), 提出 (提出内容), 報告 (報告内容). Rows include PC構工事, 橋下部工事, 橋上部工事, 橋下部工事, 地すべり防止工事, PCタンク工事, ため池改修工事, 推進工事.

## 改正後

指示		承諾		協議		提出		報告	
章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容
				20-4-4	場合の事後の処理 ・推進上部の地上面に異常を発見した場合の事後の処理				
				20-4-5	・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理 ・注入作業の実施時間				
				20-5-3	・汚水及び処理水の処理が規定により難しい場合				
				20-5-4	・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難しい場合				

## 改正前

指示		承諾		協議		提出		報告	
章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容
				20-4-4	場合の事後の処理 ・推進上部の地上面に異常を発見した場合の事後の処理				
				20-4-5	・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理 ・注入作業の実施時間				
				20-5-3	・汚水及び処理水の処理が規定により難しい場合				
				20-5-4	・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難しい場合				

改正後

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員へ提出	受注者保管 監督職員へ提示	その他監督職員へ提出する 必要が無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
①工事着手時	監督員通知書	-	第9条第1項	有				○	
	現場代理人等通知書	-	第10条第1項	有	○	○			経歴書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			
	建設工事下請負通知書	-	第7条	有	○	○			
	建設業退職金共済組合証紙購入確認願	共仕1-1-55	-	有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を面で提出する。
	建設労災補償共済等確認願			有	○	○		提出出来ない事情がある場合は理由を面で提出する。	
	労働保険成立証明書			○	○				
	工事カルテ受領書	共仕1-1-8	-		○	○			請負代金額500万円以上の場合提出する
	施工計画書	共仕1-1-6	-		○	○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-15	-	有	○	○			下請総金額3000万円以上の場合に提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万以下であっても、作成することが望ましいとされている) (建設省建設経済局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知))
	施工体系図	共仕1-1-15	-	有	○	○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-7	-		○	○			
	再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			契約図書で規定された場合に提出する	
前払金請求書	-	第35条1項		○	○				
②随時	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	-		○	○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料					○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-50	-		○	○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)				○	○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-37	第11条	有	○	○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿(指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-29		有	○	○			
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-24	-		○	○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書)(建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23 共仕1-1-24	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書)(建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-23 共仕1-1-24	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-23	-		○	○			
	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共仕1-1-23	-		○		○		
	品質証明員通知書	共仕1-1-30(5)	-		○	○			
	品質証明書	共仕1-1-30(1)		有	○	○			
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-26	第13条第2項	有	○	○			
材料品質証明資料	共仕1-1-25			○	○				
工事材料搬出承諾願	-	第13条第4項	有	○	○				
(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○				

改正前

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員へ提出	受注者保管 監督職員へ提示	その他監督職員へ提出する 必要が無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
①工事着手時	監督員通知書	-	第9条第1項	有				○	
	現場代理人等通知書	-	第10条第1項	有	○	○			経歴書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			
	建設工事下請負通知書	-	第7条	有	○	○			
	建設業退職金共済組合証紙購入確認願	共仕1-1-53	-	有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を面で提出する。
	建設労災補償共済等確認願			有	○	○		提出出来ない事情がある場合は理由を面で提出する。	
	労働保険成立証明書			○	○				
	工事カルテ受領書	共仕1-1-7	-		○	○			請負代金額500万円以上の場合提出する
	施工計画書	共仕1-1-5	-		○	○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-14	-	有	○	○			下請総金額3000万円以上の場合に提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万以下であっても、作成することが望ましいとされている) (建設省建設経済局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知))
	施工体系図	共仕1-1-14	-	有	○	○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-6	-		○	○			
	再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-22	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-23	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			契約図書で規定された場合に提出する	
前払金請求書	-	第35条1項		○	○				
②随時	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	-		○	○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料					○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-48	-		○	○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)				○	○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-36	第11条	有	○	○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿(指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-28		有	○	○			
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-23	-		○	○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書)(建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-22 共仕1-1-23	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書)(建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-22 共仕1-1-23	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-22	-		○	○			
	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共仕1-1-22	-		○	○			
	品質証明員通知書	共仕1-1-29(5)	-		○	○			
	品質証明書	共仕1-1-29(1)		有	○	○			
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-25	第13条第2項	有	○	○			
材料品質証明資料	共仕1-1-24			○	○				
工事材料搬出承諾願	-	第13条第4項	有	○	○				
(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-25	第14条	有	○	○				

# 改正後

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員へ提出	受注者保管	監督職員へ提示	その他監督職員へ提出する必要があるが無し	備考	
	共通仕様書	契約約款								
工事(材料調合・施工)通知書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○					
ダンプトラック管理表	共仕1-1-46	-	有	○	○					
建設発生土搬出量等管理表			有	○	○					
出証証明書	共仕1-1-58	-	有	○	○					
工事の(全部・一部)一時中止について	共仕1-1-18	第20条	有					○		
工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について			有						○	
工期延長請求書	共仕1-1-20	第22条	有	○	○				変更工程表を添付する	
工期短縮請求書		第23条	有					○		
協議開始日通知書		24条、25条、第26条、31条	有					○		
請負代金額変更請求書		第26条	有					○		
関係官公庁協議資料	共仕1-1-48	-		○	○				関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)	
段階確認書	共仕1-1-26 共仕1-1-29	-	有	○	○				・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。	
確認・立会書	共仕1-1-26	-		○	○					
休日、夜間作業届	共仕1-1-49	-		○	○				週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要(現道上の工事を除く)	
臨機措置通知書	共仕1-1-56	第27条	有	○	○					
天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-53	第30条	有	○	○				別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する	
天災その他不可抗力による損害確認通知書			有					○		
天災その他不可抗力による損害額請求書			有	○	○					
第3者に損害を与えた場合の回避可決の判断資料	共仕1-1-44	-		○	○					
使用する建設機械の資料	共仕1-1-44	-		○	○				排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する	
工事的目的物の(全部・一部)使用承諾書	共仕1-1-36	第34条1項	有	○	○				部分使用がある場合に提出する	
指定部分引渡書		第39条	有	○	○					
解除通知書		第46条、第47条、第48条、第48条2、第50条、第51条	有							
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共仕1-1-52	-	有	○	○				高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる	
安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-40	-		○	○		○		実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要	
火薬類の使用計画書	共仕1-1-41	-		○	○					
工事事故速報	共仕1-1-43	-	有	○	○				事故が発生した場合に提出する	
工事事故報告書			有	○	○				事故が発生した場合に提出する	
支給品貸与品	支給材料受払簿	共仕1-1-21	第15条		○	○				
	支給品精算書有			有						
	支給材料及び貸与品要求書			有	○	○				支給品がある場合に提出する。
	支給材料引渡通知書			有						
	支給材料受領書			有	○	○				支給品を受領した場合に提出する。
現場発生品調査	共仕1-1-22	-	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。		
工事完成図	共仕1-1-28	-		○	○					
完成通知書	共仕1-1-32	第32条								
引渡書	-	第32条								
電子納品成果物(CD)	共仕1-1-29									
既済部分検査	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-33	第38条2項	有	○	○				
	出来高内訳書				○	○				
	出来高図、数量計算書				○	○				
	部分払金請求書				○	○				
中間前払金請求書	共仕1-1-33	第35条2		○	○					
修補関係書類	修補完了報告書	共仕1-1-32	第32条6項	有	○	○				
	修補請求書	共仕1-1-32	第45条	有				○		

※様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること

# 改正前

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員へ提出	受注者保管	監督職員へ提示	その他監督職員へ提出する必要があるが無し	備考	
	共通仕様書	契約約款								
工事(材料調合・施工)通知書	共仕1-1-25	第14条	有	○	○					
ダンプトラック管理表	共仕1-1-44	-	有	○	○					
建設発生土搬出量等管理表			有	○	○					
出証証明書	共仕1-1-56	-	有	○	○					
工事の(全部・一部)一時中止について	共仕1-1-17	第20条	有					○		
工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について			有						○	
工期延長請求書	共仕1-1-19	第22条	有	○	○				変更工程表を添付する	
工期短縮請求書		第23条	有					○		
協議開始日通知書		24条、25条、第26条、31条	有					○		
請負代金額変更請求書		第26条	有					○		
関係官公庁協議資料	共仕1-1-46	-		○	○				関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)	
段階確認書	共仕1-1-25 共仕1-1-28	-	有	○	○				・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。	
確認・立会書	共仕1-1-25	-		○	○					
休日、夜間作業届	共仕1-1-47	-		○	○				週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要(現道上の工事を除く)	
臨機措置通知書	共仕1-1-54	第27条	有	○	○					
天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-51	第30条	有	○	○				別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する	
天災その他不可抗力による損害確認通知書			有					○		
天災その他不可抗力による損害額請求書			有	○	○					
第3者に損害を与えた場合の回避可決の判断資料	共仕1-1-42	-		○	○					
使用する建設機械の資料	共仕1-1-42	-		○	○				排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する	
工事的目的物の(全部・一部)使用承諾書	共仕1-1-35	第34条1項	有	○	○				部分使用がある場合に提出する	
指定部分引渡書		第39条	有	○	○					
解除通知書		第46条、第47条、第48条、第48条2、第50条、第51条	有							
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共仕1-1-50	-	有	○	○				高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる	
安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-38	-		○	○		○		実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要	
火薬類の使用計画書	共仕1-1-39	-		○	○					
工事事故速報	共仕1-1-41	-	有	○	○				事故が発生した場合に提出する	
工事事故報告書			有	○	○				事故が発生した場合に提出する	
支給品貸与品	支給材料受払簿	共仕1-1-20	第15条		○	○				
	支給品精算書有			有						
	支給材料及び貸与品要求書			有	○	○				支給品がある場合に提出する。
	支給材料引渡通知書			有						
	支給材料受領書			有	○	○				支給品を受領した場合に提出する。
現場発生品調査	共仕1-1-21	-	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。		
工事完成図	共仕1-1-27	-		○	○					
完成通知書	共仕1-1-31	第32条								
引渡書	-	第32条								
電子納品成果物(CD)	共仕1-1-28									
既済部分検査	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-32	第38条2項	有	○	○				
	出来高内訳書				○	○				
	出来高図、数量計算書				○	○				
	部分払金請求書				○	○				
中間前払金請求書	共仕1-1-32	第35条2		○	○					
修補関係書類	修補完了報告書	共仕1-1-31	第32条6項	有	○	○				
	修補請求書	共仕1-1-31	第45条	有				○		

※様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること